

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	海岸事業（海岸環境整備事業）					
地区名	坂井海岸					
事業箇所	愛知県常滑市					
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂井海岸は知多半島の西側、伊勢湾に面した海岸であり、海岸線背後には国道 247 号が走り、海岸堤防と国道に挟まれた土地に住宅が密集している。</li> <li>・従前の海岸堤防では台風時には背後地への越波が生じ、多くの住宅や生活道路として重要な県道小鈴谷河和線が浸水区域に入ることから、高潮対策を講ずる必要があった。</li> <li>・堤防前面は古くから「坂井海水浴場」「坂井海岸潮干狩り」の場として地域住民に欠かせないものであり、多くの利用者でにぎわっている。</li> <li>・従って、越波対策を行うとともに、海岸へのアクセスを容易とし、多様な海浜レクリエーションの場として整備を行ったものである。</li> </ul>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸利用者のアクセス向上</li> <li>・ 背後地域への越波防護</li> </ul> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する） 特になし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	7.6 億円		■工事費 7.6 億円、□用補費 億円、□その他 億円			
事業期間	採択年度	平成 11 年度	着工年度	平成 11 年度	完成年度	平成 21 年度
事業内容	緩傾斜護岸 L=753m（突堤工 N=4 基、植栽工 1 式 含む）					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>(1) 海岸利用者のアクセス向上</p> <p>当海岸の主な利用は潮干狩りと海水浴であり、両者を加えた海岸利用者数の変化は、整備前平成 10 年の 45,000 人に対して、整備後平成 22 年には 41,240 人となっている。事業開始時は砂浜が減少傾向にある中、利用者数についても減少傾向にあったが、緩傾斜護岸が完成した平成 18 年以降は、潮干狩り利用者数の回復が図られている。一方、海水浴利用者については増加につながっていない。この原因については、推察ではあるが、近隣に東海地区最大の人工海浜であるりんくうビーチが平成 19 年に完成したことが、一因として考えられる。また、平成 23 年には東日本大震災の影響もあり、利用者数は一時的に減少したと考えられるが、その後は一定の利用者数で推移しており、今後も同程度で推移すると考えられる。</p> <p>潮干狩りや海水浴の利用状況では、整備前後の比較により以下の効果が発現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テラス、遊歩道と緩傾斜護岸を一体的に整備したことにより、海浜へのアクセスの利便性・安全性が向上した。</li> <li>・低木、張芝等の植栽帯と遊歩道の一体的な整備により、背後地の自然植生との一体感から全体景観が向上した。また、幅広な堤防スペースを活用しての休けいやバーベキュー等の親水利用が促進された。</li> <li>・H22 に地元住民を中心に策定した「鈴溪の郷巡り」の散策路の一部に含まれており、地域住民の交流の場としても活用されている。</li> </ul> <p>(2) 背後地域への越波防護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備前は台風時に背後地への越波が生じていたが、整備後に来襲した計画外力と同程度の台風時において越波被害は生じておらず、安全が確保されている。</li> </ul> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>整備前と比べて坂井海岸利用者は回復傾向にあり、地域住民の交流の場、自然と触れ合う快適な空間の創出に資するものとなっている。また、整備済み区間における越波防護効果も発現しており、整備効果を十分に発揮しているといえる。</p>				

	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 —</p> <p>【達成状況に対する評価】 —</p>																																
②事業効果の発現状況		<p>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</p> <table border="1" data-bbox="371 349 1430 647"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>事業採択時</th> <th>再評価時(H20)</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事業期間</td> <td>H11～H23</td> <td>H11～H30</td> <td>H11～H21</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (億円)</td> <td>工事費</td> <td>20.9億円</td> <td>11.2億円</td> <td>7.6億円</td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20.9億円</td> <td>11.2億円</td> <td>7.6億円</td> </tr> <tr> <td>効果の算定要因</td> <td>背後資産</td> <td>-</td> <td>64棟 (浸水防護家屋)</td> <td>66棟(+2棟) (浸水防護家屋)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業期間に対する評価】 平成11年に事業着手し、平成30年に完了する計画（再評価）であったが、越波被害が大きく緊急性の高い整備範囲において一定の整備効果が得られたことから、平成21年に事業完了とした。</p> <p>【事業費に対する評価】 緊急性の高い区間を優先的に実施し一定の効果が得られたことから、計画規模の見直しを行い11.2億円(H20再評価時)から、7.6億円に削減し、3.6億円のコスト削減が図られた。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】 越波被害の大きかった緊急性の高い整備範囲背後においては、背後資産に大きな変化はなく、住宅等が密集した状況である。</p>			事業採択時	再評価時(H20)	実績	事業期間		H11～H23	H11～H30	H11～H21	事業費 (億円)	工事費	20.9億円	11.2億円	7.6億円	用地補償費	-	-	-	その他	-	-	-	合計	20.9億円	11.2億円	7.6億円	効果の算定要因	背後資産	-	64棟 (浸水防護家屋)	66棟(+2棟) (浸水防護家屋)
			事業採択時	再評価時(H20)	実績																													
事業期間		H11～H23	H11～H30	H11～H21																														
事業費 (億円)	工事費	20.9億円	11.2億円	7.6億円																														
	用地補償費	-	-	-																														
	その他	-	-	-																														
	合計	20.9億円	11.2億円	7.6億円																														
効果の算定要因	背後資産	-	64棟 (浸水防護家屋)	66棟(+2棟) (浸水防護家屋)																														
③事業実施による環境の変化		<p>当海岸沖合と近隣地点における水質について、整備前からの経年的な変化を確認したところ大きな水質変化は見られない。また、あさり漁獲量についても当海岸周辺での特異的な変化は見られない。以上より、工事中・工事後の海洋への悪影響はないと考えられる。しかし、堆砂効果については波浪状況等により変化していくため、今後も継続なモニタリングを行う必要がある。</p>																																
<b>III 対応方針（案）</b>																																		
今後の事後評価の必要性		事業目標を達成しており、事業の有効性は認められるため、今後の事後評価は不要と考えられる。																																
改善措置の必要性		事業の効果は十分発現しており、地元住民や利用者へのヒアリングでも事業実施による効果が確認できていることから、改善措置の必要性はない。																																
同種事業に反映すべき事項		事業実施段階のモニタリングにより効果発現状況を把握し、適宜、事業計画の見直しを行う。																																
<b>IV 事業評価監視委員会の意見</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂井海岸の対応方針（案）[改善措置等必要なし]を了承する。</li> </ul>																																		
<b>V 対応方針</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改善措置等必要なし。</li> </ul>																																		